

エネコム設備からの設備撤去について (ご案内)

1. はじめに

株式会社エネコム(以下、当社)が所有する電柱、他社が所有する電柱に取り付けた当社所有の突き出し金物(腕金)をご利用いただいております。当該設備を撤去される場合は、以下の内容についてご確認いただき、お手続きをお願いします。

2. エネコム柱等の利用終了に関する契約書類

(1) 添架契約書

エネコム柱のご利用がすべてなくなる場合、締結済の「添架契約書」について、解約の手続きをさせていただきます。当該柱以外のエネコム柱のご利用がある場合、この手続きはありません。

(2) 添架の対象設備に関する覚書

利用終了されるエネコム柱および設備を明確にするため、「添架契約書」に基づく「添架の対象設備に関する覚書」を締結させていただきます。対象設備の撤去後に、所定の届出書をご提出ください。

(3) 当社所有の突き出し金物の利用終了に関する契約書類

他社が所有する電柱に取り付けた当社所有の突き出し金物の利用終了にあたっては、契約書・覚書等の締結・解約はありません。対象設備の撤去後に、所定の届出書をご提出ください。

(4) 公共的施設の撤去に関する契約書類

防犯灯・道路反射鏡(カーブミラー)・標識等の公共的施設の撤去にあたっては、契約書・覚書等の締結・解約はありません。対象設備の撤去後に、所定の届出書をご提出ください。

3. 事務処理手順

エネコム柱の利用終了、他社が所有する電柱に取り付けた当社所有の突き出し金物の利用終了に関する当社の事務処理手順は別紙 1, 2 のとおりとします。

4. エネコム柱の利用終了に伴う費用精算

年間利用料(添架料金)をお支払いいただいている設備について、年度途中にご利用を終了する場合は、当該設備の撤去月までのご利用料金(月割計算額)をお支払いいただきます。当社より請求書を発行しますので、指定期日までに指定口座へお振込みください。お振込みにかかる手数料等をご負担をお願いします。

請求書発行時期は次のとおりです。

- エネコム柱のご利用がすべてなくなる場合 : 添架契約書の終了手続き時
- その他のエネコム柱のご利用がある場合 : 年度末(3月上旬)

5. エネコム柱からの設備撤去(利用終了)に関する留意事項

エネコム柱から設備を撤去された際は、2.(2)に記載のとおり、対象設備の撤去に関する届出書のご提出をお願いしております。当該届出書のご提出がない場合、当社では対象設備の撤去を把握できないため、利用終了の手続きを実施できません。つきましては年間利用料(添架料金)のお支払いをいただくこととなりますのでご注意ください。

6. エネコム柱等の利用終了に関するお問合せ先

株式会社エネコム

技術本部 線路設備部 線路運営チーム

エネコム柱添架申請窓口

E-mail: SS03963@enecom.co.jp

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE 広島 10F



